

別紙1

技術資料作成要領

1 技術資料総括表

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
	様式第1号	【作成要領】 ・様式に押印の必要はありません。

2 配置予定技術者の能力

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
保有資格	様式第2号	【作成要領】 ・資格等を証明する資料として、資格者証等の写しを添付すること。 ・雇用を証明できる資料（保険証等の写）を添付すること。 【特記事項】 ・添付資料により、資格等取得日など不明瞭な点があるものについては評価しない。
施工経験	様式第2号	【作成要領】 ・施工実績を証明する資料（コリンズの写し、発注者の証明書等のうち工事内容・数量等施工経験が確認できるもの）を添付すること。 【特記事項】 ・添付資料により、施工実績が確認できないものについては評価しない。
表彰	様式第2号	【作成要領】 ・有の場合は、表彰状の写し（A4版に縮小したもの）又は優秀工事表彰決定通知書の写しを添付すること。

3 企業の施工能力

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
施工実績	様式第3号	【作成要領】 ・施工実績を証明する資料（コリンズの写し、発注者の証明書等のうち工事内容・数量等施工経験が確認できるもの）を添付すること。 【特記事項】 ・添付資料により、施工実績が確認できないものについては評価しない。

表彰	様式第3号	【作成要領】 ・有の場合は、表彰状の写し（A4版に縮小したもの）又は優秀工事表彰決定通知書の写しを添付すること。
----	-------	--

4 地域貢献

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
所在地	様式第4号	【作成要領】 ・雲仙市内・外を問わず記載すること。 ・「支店・営業所」で申請する場合、「主たる営業所」「支店・営業所」のどちらも記入すること。 ・「主たる営業所」で申請する場合、「支店・営業所」欄は「-」を入れること。
従業員数	様式第4号	【作成要領】 ・雇用を確認できる保険証等の写しを添付すること。

別紙2

履行確実性評価方式で実施する場合の総合評価落札方式落札者決定基準

1 落札者決定の方法

落札者の決定は、雲仙市建設工事総合評価落札方式試行要領第9条の規定による。

2 落札仮決定者の決定方法

(1) 入札参加者は、「企業の技術力」、「地域性及び社会性」並びに「入札価格」をもって入札に参加し、次のア及びイのいずれの要件にも該当する者のうち、「3 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高いものを落札仮決定者とする。この場合において、要件に該当しない者の入札は無効とする。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 評価値が次の算出方法により算定する基準評価値を下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

なお、予定価格の単位は円とし、基準評価値の端数処理は行わないこととする。ただし、評価値の表示は、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

(2) 落札仮決定となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、次のとおりとする。

ア 加算点及び入札価格が同じ場合 くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

イ 対象となる者全てが履行確実性評価価格以上かつ予定価格の範囲内で入札した場合 くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

ウ ア及びイ以外の場合 最低の価格をもって入札した者を落札仮決定者とする。

(3) (1) 及び (2) にかかわらず、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とする場合がある。

3 総合評価の方法

評価値は、次の算出方法により算定する。

(1) 評価値の算出方法

ア 入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left[(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \right] \times 100,000,000$$

イ 入札価格が履行確実性評価価格未満で履行確実性確保価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left[(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{履行確実性評価価格} \right] \times 100,000,000$$

ウ 入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

$$\text{評価値} = \left[(\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{履行確実性評価価格} + (\text{履行確実性確保価格} - \text{入札価格})) \right] \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とし、評価値の端数処理は行わないこととする。ただ

し、評価値の表示は、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

(2) 標準点及び加算点

標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に付する点数で、標準点は100点とし、加算点の最高点は10点とする。

(3) 加算点の算出方法

加算点は、「(4) 評価基準」により評価を行い、次の算出方式により算定する。

$$\text{加算点} = (\text{評価点数の合計値} / \text{評価項目毎の満点の合計値}) \times 10$$

(4) 評価基準

評価基準は、「別表第2」のとおりとする。ただし、工事の内容により必要となる技術的要件等に応じて設定するものとし、各評価項目に対する評価内容、配点及び評価基準は、その必要性及び重要性に応じて定めるものとする。

なお、評価基準の告知は、一般競争入札の場合は入札公告により、指名競争入札の場合は入札執行通知書により行うものとする。